

福島第一原子力発電所における女性放射線業務従事者の就業範囲の見直しについて

2013年7月25日
東京電力株式会社



無断複製・転載禁止 東京電力(株)

1. はじめに

- 福島第一原子力発電所（1F）での女性放射線業務従事者（女性従事者）については、東日本大震災（震災）以降1F構内の線量率上昇等により立入を制限していたが、作業環境の改善状況を踏まえ、平成24年6月25日より就業可能な場所を限定し作業を行なっている。
- 1F構内の継続的な環境改善（線量率の低下等）を踏まえ、女性従事者の就業範囲の見直しを行う。

2. 就業範囲の追加

- 女性放射線業務従事者の職域拡大を目的に就業範囲を次の通り追加する。

【現状】

- ・ 免震重要棟内
- ・ 5・6号機（S/B、R/B、T/B、Rw/B）
- ・ 構内休憩所

【追加範囲】

上記範囲に加え、装備着用による身体負荷等体力的な面も考慮し、以下を追加（いずれも全面マスク省略可）

- ・ 入退域管理施設
（建屋内の管理対象区域側で一般作業服可能エリア）
- ・ 1～4号機周り含む降車無し視察案内対応（ルート限定）
（一般作業服での視察案内に限る）

3. 追加した就業範囲における線量評価と運用開始時期

- 追加した就業範囲で作業をした時の線量評価

（5mSv/3ヶ月の線量限度内で十分管理が可能）

- ・ 入退域管理施設（建屋内）（3時間／日、4回／月）

0. 03mSv／3ヶ月

- ・ 1～4号機周り含む降車なし視察案内対応 （10回／月）

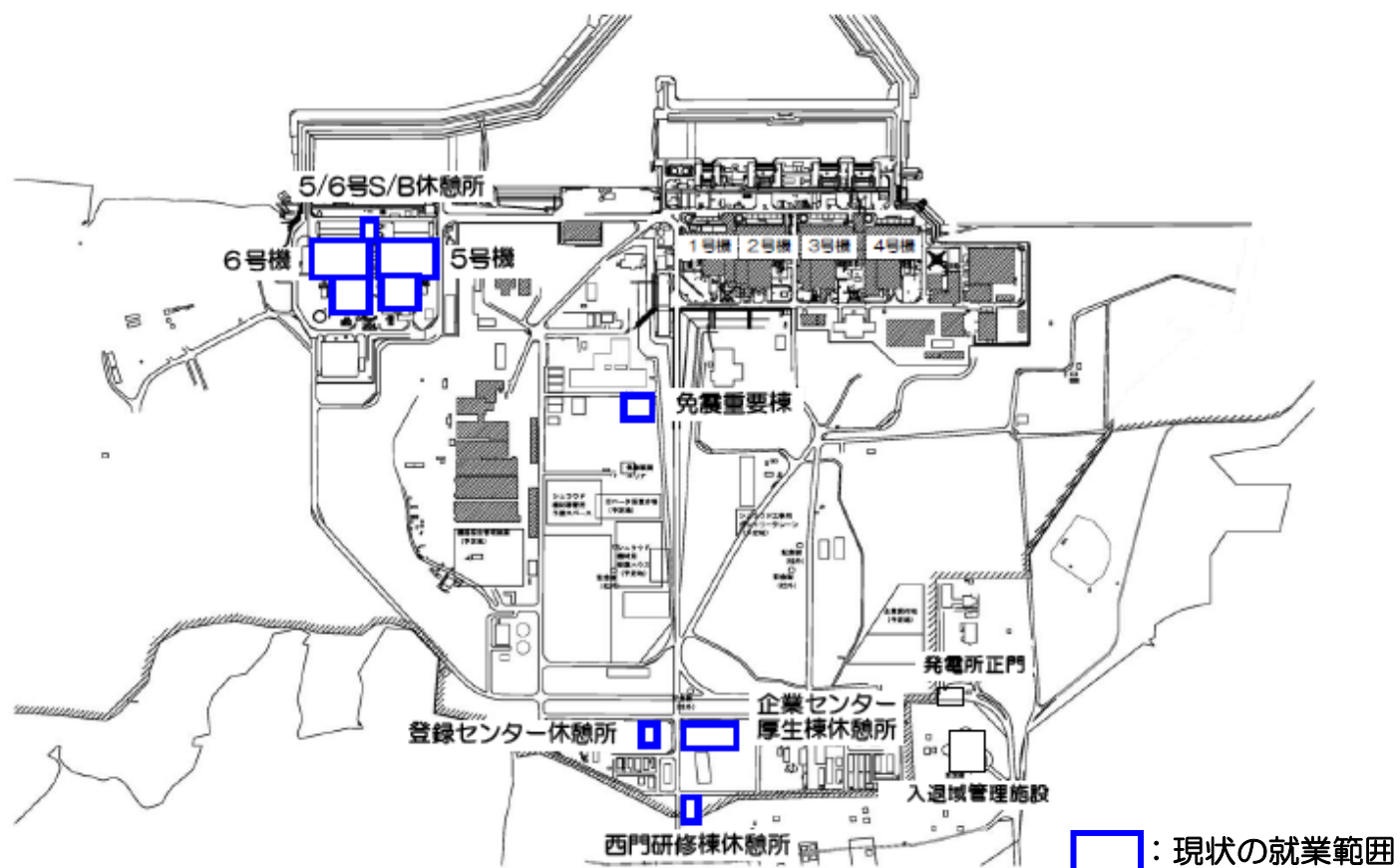
1. 5mSv／3ヶ月

- 運用開始時期

平成25年8月1日～

以 上

(参考1) 現状の就業範囲

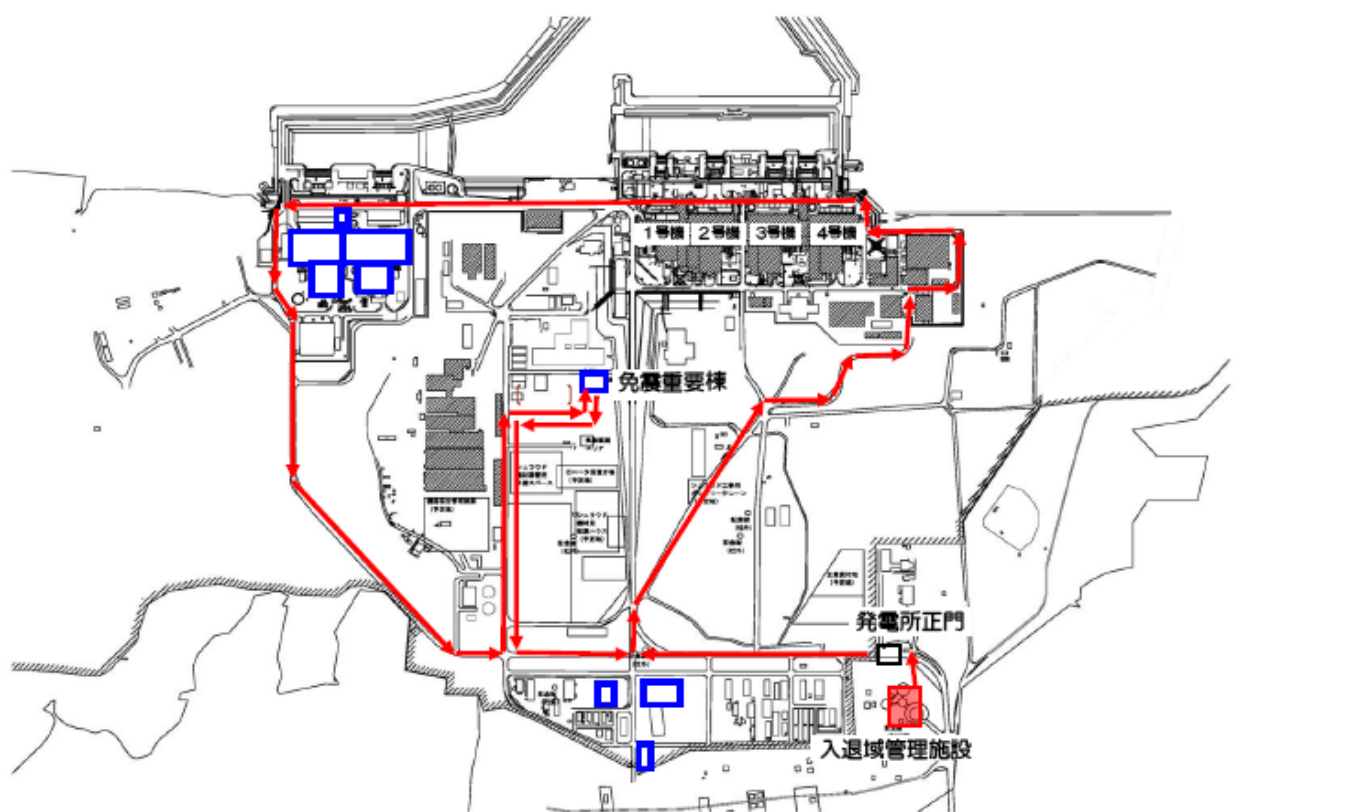


東京電力

無断複製・転載禁止 東京電力(株)

4

(参考2) 追加範囲



赤色：追加範囲

東京電力

〔 ■：入退域管理施設 →：視察案内ルート 青色：現状の就業範囲 〕

無断複製・転載禁止 東京電力(株)

5